



就労継続B型事業所として、現在三十二名の利用者が、通所して来ています。現在就労に向けての実習に、二名が取り組んでいます。他に、環境サービスへ三名の方が院外作業に取り組んでいます。

ワーク望での作業は、花壇用の苗作りと野菜の苗作り、販売を行う事で、就労支援作業を通して、利用者さんの社会適応能力の向上を目指して参ります。また地域社会での自立した社会生活ができる様、援助するとともに、利用者さん一人一人のニーズに応えられる様、今年度も支援を継続的に行なつていきたいと思います。

現在GHCOHは市内に六ヶ所あり、三十三名の方が共同生活をされています。ほぼ全員の利用者さんが送迎バス、路線バスで砂川地区事業所の中活動支援を利用しています。利用者さんが安心して、地域生活を送り続けることが出来るように、各GHC、CHには世話人、支援担当職員を配置して、日常生活全般への支援（食事の提供、金銭・健康管理、相談業務等々）を利用者さんの特性に合わせて行っています。

さて、二十五年四月一日より障害者自立支援法が障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）に改正され、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）への一元化になります。益々複雑になる支援法に対して、今後の課題としては、より充実した日常生活上の援助、余暇支援、それぞれの状況や置かれている環境に応じた相談業務等々が行えるよう、現行の兼務ではなく、専従による職員体制の検討を行って参りたいと思います。

## 平成25年度日中支援体制表